

番 号	陳 情 第 3 号	受理年月日	令 2 . 9 . 3
件 名	市民福祉手当の拡充や低所得者への支援について		
結 果	令和 2 . 12 . 21 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、本市の消費活動の潜在需要を浮揚させるため、障害者に対する市民福祉手当（重度障害者手当）の支給対象を身体障害者手帳 3 級及び精神障害者保健福祉手帳 3 級の所持者まで拡充するとともに、低所得者に対して配付型商品券を交付するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、市民福祉手当については、重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とした本市独自の制度で、対象は身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A 1、A 2 または B 1、精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の方などで、年額 2 万 4 千円を支給しており、令和元年度の支給実績は 1 万 5,098 人、3 億 6,235 万 2 千円となっている。</p> <p>本市としては、市民福祉手当は重度障害者に対する福祉制度として創設したものであることから、経済対策を目的とする支給対象の拡充については考えていない。また、低所得者に対する配付型商品券の交付については、地域経済活性化策として別途、プレミアム付商品券発行支援事業を実施していることから考えていないとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「陳情者は経済に重点を置いた表現を使っているが、コロナ禍により格差が広がり、生活がさらに大変になっている状況を実感している。財源に限りがあることは十分に理解しているが、支給対象の拡充等については、運用の中で検討することもできるのではないかと考えることなどから、本件については採択したい。」という意見、「経済対策については、障害者に限らず支援を行っていること。また、市民福祉手当の支給継続のため、対象者をこれ以上増やすことはいかがなものかと考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p>			